

危険物製造所等変更届出書

1 内 容

危険物施設の設置者の住所、氏名に変更があったとき（譲渡又は引渡しに該当する場合を除く。）、危険物の貯蔵、取扱い方法又は製造所等の着工及び完成の予定期日の変更を行うときに使用します。

【根拠条文 市危則第9条】

2 手続き

届出書を2部予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。受理されると、1部が返却されます。

3 提出時期

変更があった場合に届出ます。

4 添付資料等

法人に関する変更の場合は法人登記の写し等

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

危政令 → 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則 → 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則 → 新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）